第4次佐野市情報化計画

〔令和４(2022)年度～令和７(2025)年度〕

令和４(2022)年３月

栃木県佐野市

はじめに

近年の情報通信技術(ICT)の発展によって、人々は時間や場所に縛られずインターネットに繋がるようになり、多くの情報が簡単に利用できるようになりました。ICT の普及と浸透は、私たちの日常生活のみならず、良好な市民サービスの提供において無くてはならないものになっています。

本市では、令和４(2022)年度から始動する第２次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画において、新たにまちづくりの基本理念として「進化する佐野市」、「選ばれる佐野市」を掲げ、まちづくりのイメージとして「人とのつながり」を中心に据えています。スマートフォンに代表されるように、ICT は人と人をつなぐ身近な技術であり、ICT による情報化の推進は、本市のこれからのまちづくりを支えるものとなります。

このたび、「第３次佐野市情報化計画」の計画期間が終了することに伴い、今後、重点的に取り組む施策等を明らかにしながら、本市における情報化を総合的かつ計画的に推進するための「第４次佐野市情報化計画」を策定いたしました。

この計画により、ICT を使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報格差をしっかりと解消し、全ての市民が安全に安心して生活できる環境づくりを推進することで「人とのつながり」を構築していきます。そして、佐野市の未来を見据えたＤＸを推進するなど、全庁を挙げてデジタル化を加速させ「進化する佐野市」「選ばれる佐野市」に向けた取り組みをしっかりと進めてまいります。

結びに、計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました佐野市情報化推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

令和４(2022)年３月

佐野市長　金　子　　裕

目　次

第１章　計画策定の概要

１　策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第２章　計画策定の背景

１　情報化を取り巻く状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２　国・県の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
３　本市における情報化の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第３章　計画の基本方針

１　基本方針と施策の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
２　施策の方向性と取組分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第４章　目標達成のための取組

施策の方向性１　行政手続等のデジタル化 ・・・・・・・・・・・・ 21
(1)行政手続オンライン化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(2)マイナンバーカードの活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(3)キャッシュレス決済の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(4)スマート窓口の実現（書かせない窓口） ・・・・・・・・・・・・ 23
施策の方向性２　新たな技術とデータの活用 ・・・・・・・・・・・ 24
(1)AI・RPAの活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(2)ドローン等の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(3)オープンデータの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(4)地理情報システム(GIS)の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(5)デジタル教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
施策の方向性３　業務プロセスのデジタル化 ・・・・・・・・・・・ 28
(1)内部事務デジタル化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
(2)ペーパーレス化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

施策の方向性４　情報格差(デジタル･デバイド)解消と通信手段の充実･　30
(1)デジタルコミュニケーションの推進　・・・・・・・・・・・・・・　30
(2)公衆無線LANの充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31
(3)ケーブルテレビとデータ放送の活用　・・・・・・・・・・・・・・　31
(4)デジタル活用の支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
(5)新たな通信技術の調査・研究　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
施策の方向性５　情報セキュリティ対策とICT人材の育成　・・・・・　34
(1)情報セキュリティポリシーの遵守　・・・・・・・・・・・・・・・　34
(2)情報セキュリティの強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
(3)ICTスキルの向上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35

第５章　計画の推進

１　計画の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36
２　計画の進捗管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36

資料編

(1)佐野市情報化計画策定委員会設置要綱　・・・・・・・・・・・・・　37
(2)佐野市情報化推進協議会設置要綱　・・・・・・・・・・・・・・・　38
(3)佐野市情報化推進協議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・　40
(4)計画策定の経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40
(5)用語集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41

本文中に※印があるものについては、巻末の用語集で解説しています。

第1章　計画策定の概要

１　策定の趣旨

近年の IoT（Internet of things）※技術の進展により、パソコンや携帯電話、スマートフォン※等の情報通信機器をはじめ、今では自動車や家電等までがインターネット※を中心につながり、多くの情報を簡単に活用できるようになっています。このような急速な ICT（情報通信技術）※の普及と浸透は、私たちの日常生活のみならず、社会経済活動などへも大きな影響を与えています。また、良好な市民サービスの提供においても ICT はなくてはならない、必要不可欠なものになっています。このように、社会の中で情報が果たす役割が大きくなることを情報化といいます。また、情報化が進んでいる社会を情報化社会または情報社会と呼びます。

本市では、第 2 次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画（計画期間：令和４(2022)年度～令和７(2025)年度）におけるまちづくりのイメージとして、「人とのつながり」を中心に据えています。スマートフォンに代表されるように、ICT は人と人をつなぐ身近な技術であり、ICT による情報化の推進は、本市のこれからのまちづくりを支えるものとなります。

他方、これらの進展にはインターネット上に自らに関するデータ等が拡散する危険性も秘めており、個人情報の取り扱いやプライバシーに対する意識が高まっています。IoT、AI（人工知能）※などの技術の活用に関しては、個人情報やプライバシーの保護、サイバーセキュリティ対策など、様々な課題への対応を図ることが求められています。

本市では、平成17(2005)年８月に「佐野市情報化計画」、平成25(2013)年４月に「第２次佐野市情報化計画」、平成31(2019)年３月に「第３次佐野市情報化計画」を策定し、本市の情報化を推進してきました。ICTの進展に伴い市民ニーズが高度化・多様化する状況下において、市民生活の利便性向上と地域の活性化をより一層図るためには、ICTを取り巻く環境や社会情勢の変化を的確に捉え、各種情報化政策を計画的かつ効率的に推進していく必要があります。

そこで、「第３次佐野市情報化計画」を見直し、今後、重点的に取り組む施策等を明らかにしながら、本市における情報化を総合的かつ計画的に推進するために「第４次佐野市情報化計画」を策定します。

２　計画の位置付け

本計画は、国や栃木県の情報化に関する指針や施策等を踏まえながら、「第２次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画」に掲げる本市の情報化の施策を総合的かつ計画的に推進するための個別計画として位置付けます。

また、本計画は、「第３次佐野市情報化計画」に引き続き、官民データ活用推進基本法（平成28(2016)年法律第103号）第９条第３項の規定に基づく「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けるものとします。

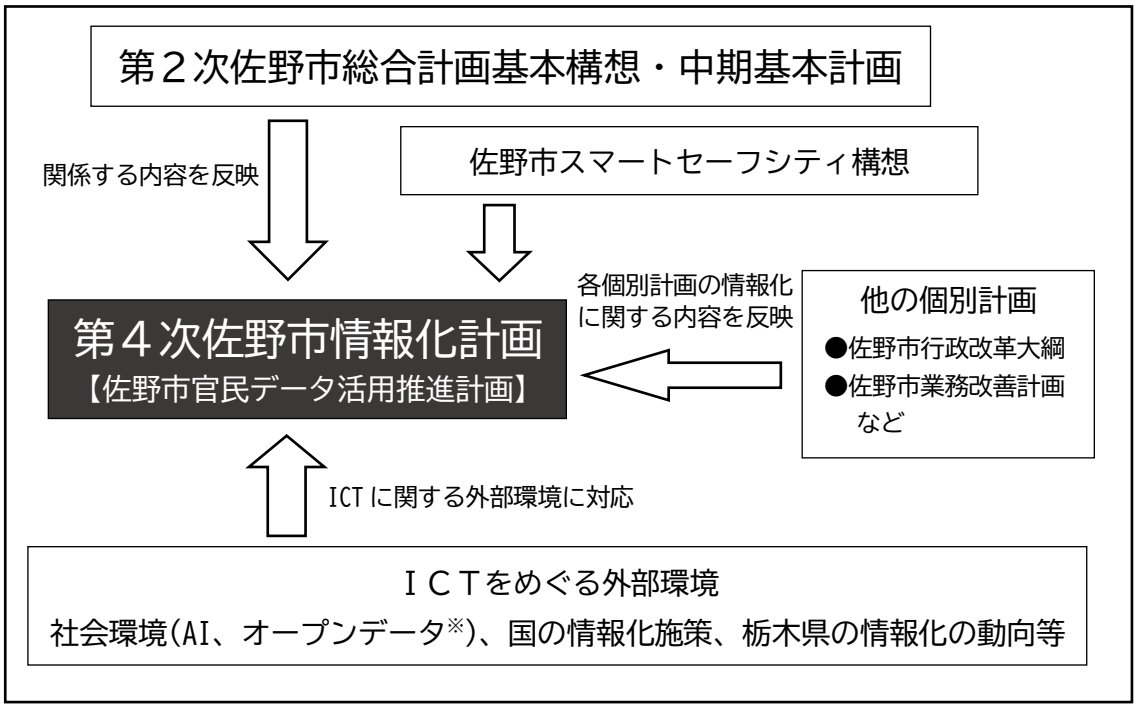

３　計画の期間

計画期間は、令和４(2022)年度から令和７(2025)年度までの４年間とします。なお、計画策定後においても、社会情勢の変化、ICT の進展状況、国の指針や本市における情報化推進の実施状況などを考慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

第2章 計画策定の背景

１　情報化を取り巻く状況

インターネットをはじめとするICTは、急速な進歩を遂げています。インターネット利用率は、83.4％（令和２(2020)年総務省調べ）となりました。中でもスマートフォンは、インターネットを利用する端末のうちパソコンを抜いて最も多くなっています。

スマートフォンの特徴は、多重的な機能と利便性にあり、パソコンと携帯電話の両方の性格を有し、移動中あるいは外出先でも手軽にインターネットに接続できるほか、キャッシュレス決済や割引クーポンを使える機能(アプリ※)など、単なる情報端末とは異なる機能を持つまでになっています。

スマートフォンの使い方は個々人・世代によって大きく異なり、若年層であればSNS※や動画視聴に使われ、30歳代から50歳代にかけては、ネット検索やショッピングなどの消費活動、高齢層であれば、携帯電話と同じく通話やメールなどに使われるなど、コミュニケーションや情報の入手方法が多様化しています。

また、人口減少社会の到来による経済的なマイナス要素は、ICT利活用を軸とした課題解決によって改善していくことが期待されています。働き方改革や地方創生における移住定住促進に関わるところでは、AIやクラウドサービス※、テレワーク※などの活用が進んでいます。

一方で、ICTを利用できる人とできない人との間に生じる情報格差（デジタル・デバイド）※の解消や、コンピュータウイルス※等による情報漏えいなどのリスクもあり、セキュリティ対策が重要な課題となっています。ICTをより身近なインフラ※として定着させ、誰もが便利で安心して利用できる環境づくりが必要になってきます。

ここでは、総務省の情報通信白書を中心に現状を整理します。

●インターネットの利用について

■インターネット利用率の推移(個人)

令和２(2020)年の1年間にインターネットを利用したことのある人の割合は、83.4%となっており、多少の増減はあるものの、この10年間、10人に８人の人がインターネットを利用していることがわかります。

図１　インターネット利用率の推移(個人)

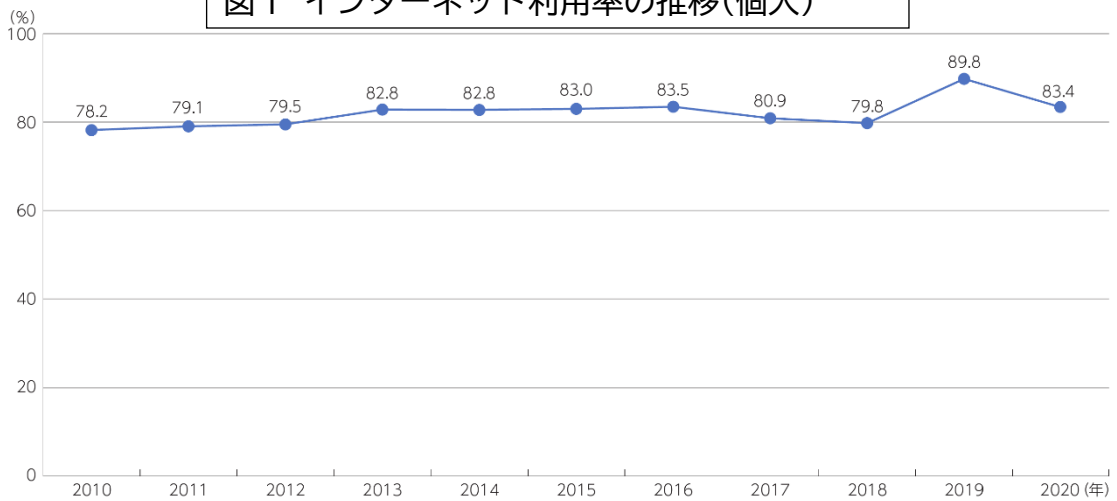

令和元年調査の調査票の設計が一部例年と異なっていたため、経年比較に際しては注意が必要。

出典:「令和3年版情報通信白書」(総務省)

■インターネット利用端末の種類(個人)

　また、個人がインターネットを利用する際に使用する端末については、「スマートフォン」が68.3%（前年比5.0ポイント増）と最も高く、次いで「パソコン」が50.4%(前年比増減なし)、「タブレット型端末※」が24.1%（前年比0.9ポイント増）となっています。増加率を見ると、今後も、スマートフォンの利用が増えていくものと思われます。

図２　インターネット利用端末の種類(個人)

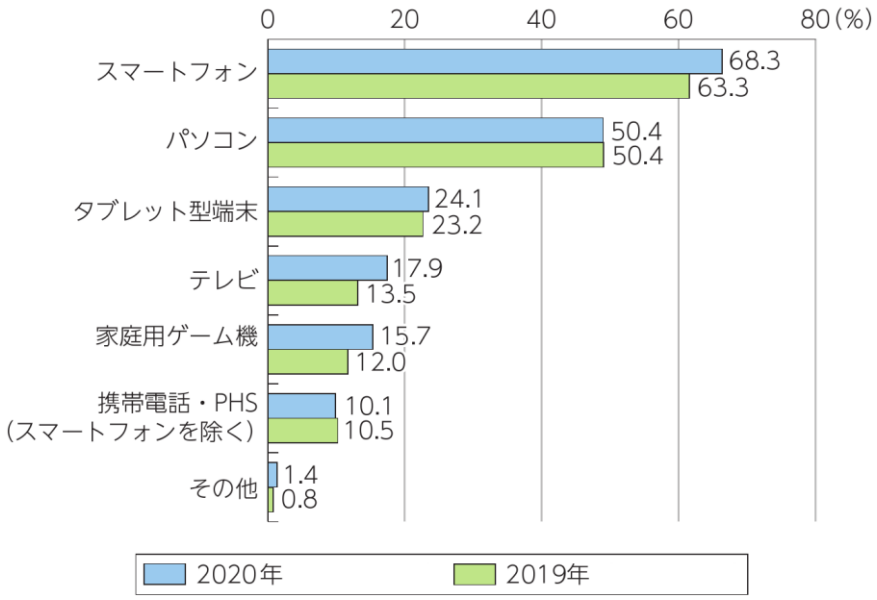

当該端末を用いて過去１年間にインターネットを利用したことのある人の比率

出典:「令和3年版情報通信白書」(総務省)

■モバイル端末※の保有状況(個人)

個人のモバイル端末の保有状況を見ると、スマートフォンの保有率が69.3%（前年比1.7ポイント増）と増加傾向にある一方、携帯電話・PHS※の保有率は21.8%（前年比2.3ポイント減）と減少傾向にあります。

図３ モバイル端末の保有状況(個人)

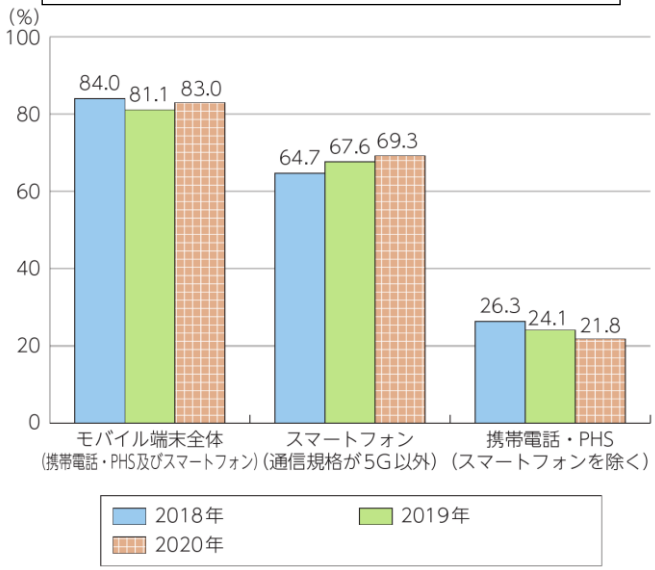

出典:「令和3年版情報通信白書」(総務省)

■年齢階層別インターネット利用率の推移(個人)

年齢階層別インターネット利用率は、13歳～59歳までの年齢階層では９割を超えています。60歳以上の年齢階層においても、79歳までの年齢層で50%を超えています。

図４ 年齢階層別インターネット利用率の推移(個人)

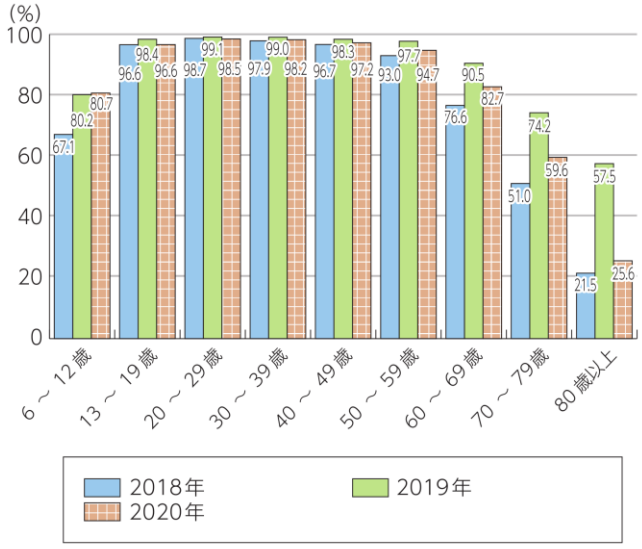

令和元年調査の調査票の設計が一部例年と異なっていたため、経年比較に際しては注意が必要。

出典:「令和3年版情報通信白書」(総務省)

■情報通信機器の世帯保有率の推移(世帯)

「モバイル端末全体」の世帯普及率は96.8%（前年比0.7ポイント増）と高い値を示しています。また、「パソコン」の世帯普及率は70.1%（前年比1.0ポイント増）となっています。「モバイル端末全体」の内数である「スマートフォン」は86.8%（前年比3.4ポイント増）と８割を超え、平成29(2017)年に逆転した「パソコン」の普及率と差が開きつつあります。

図５　情報通信機器の世帯保有率の推移(世帯)

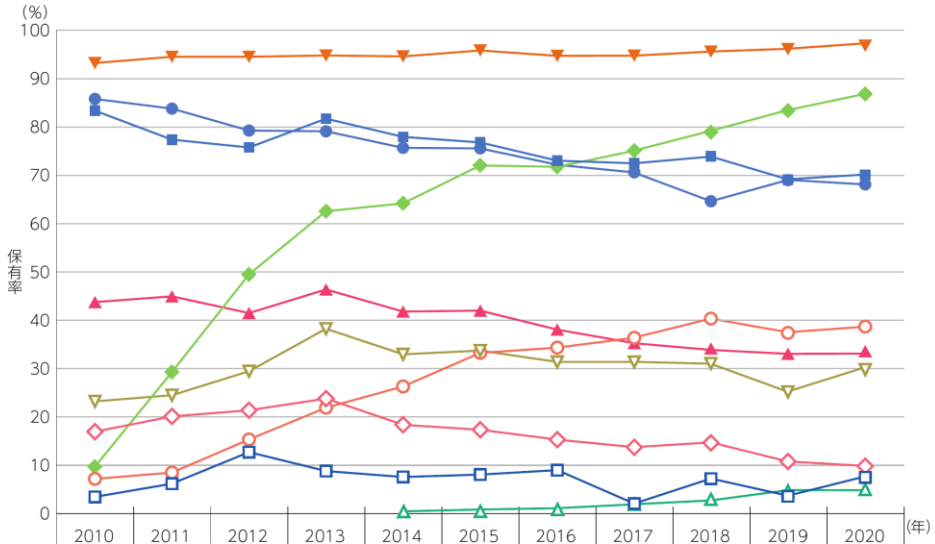

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
固定電話	85.8	83.8	79.3	79.1	75.7	75.6	72.2	70.6	64.5	69.0	68.1
FAX	43.8	45.0	41.5	46.4	41.8	42.0	38.1	35.3	34.0	33.1	33.6
モバイル端末全体	93.2	94.5	94.5	94.8	94.6	95.8	94.7	94.8	95.7	96.1	96.8
スマートフォン	9.7	29.3	49.5	62.6	64.2	72.0	71.8	75.1	79.2	83.4	86.8
パソコン	83.4	77.4	75.8	81.7	78.0	76.8	73.0	72.5	74.0	69.1	70.1
タブレット型端末	7.2	8.5	15.3	21.9	26.3	33.3	34.4	36.4	40.1	37.4	38.7
ウェアラブル端末	－	－	－	－	0.5	0.9	1.1	1.9	2.5	4.7	5.0
インターネットに接続できる家庭用テレビゲーム機	23.3	24.5	29.5	38.3	33.0	33.7	31.4	31.4	30.9	25.2	29.8
インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤー	17.0	20.1	21.4	23.8	18.4	17.3	15.3	13.8	14.2	10.8	9.8
その他インターネットに接続できる家電（スマート家電）等	3.5	6.2	12.7	8.8	7.6	8.1	9.0	2.1	6.9	3.6	7.5

ウェアラブル端末：メガネ型・腕時計型情報端末など

出典:「令和3年版情報通信白書」(総務省)

２　国・県の動向

（１）国の情報化戦略の動向

国は、高度情報通信ネットワーク※社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的として、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT※基本法）」を平成13(2001)年１月に施行し、あわせて「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」を設置して、５年以内に世界最先端のIT国家になることを目指した「e-Japan戦略」を策定しました。その後も、「e-Japan戦略Ⅱ」、「IT新改革戦略」など、数年おきに戦略を打ち出し、平成25(2013)年6月には、「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定しています。

平成28(2016)年12月には、官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するための「官民データ活用推進基本法」が施行されました。この法律は単に官民データの利活用を推進するだけではなく、行政手続に係るオンライン利用の原則化やマイナンバーカード※の普及・活用の促進のほか、AIやIoT、クラウド・コンピューティング※などについて定義し、そういった先端技術を活用することなどを盛り込んだ幅広い内容となっています。平成29(2017)年５月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」は、同法に規定された官民データ活用推進基本計画として、「データ」大流通時代の到来を背景としたAI等の未来技術の活用や分野横断的なデータの組合せによるサービスの革新、異業種の連携、さらなる付加価値の向上などに言及し、IT基盤整備といったものからその上を流れるデータにIT戦略の主眼が移ったことを示しています。

令和元(2019)年５月には、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的とした「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（デジタル手続法又はデジタルファースト法）」が公布されました。この法律の中で、情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則として、以下のことが示されました。

○社会全体のデジタル化
国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

○デジタル化の基本原則
①**デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
②**ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
③**コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップ※で実現する

コロナ禍の中、令和2(2020)年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、新型コロナウイルス感染症対策における国と地方自治体のデジタル化の遅れが顕在化したことから、IT基本法の全面的な見直しを行うこととされました。

そして令和3(2021)年5月に公布された「デジタル社会形成基本法」及び「デジタル庁設置法」の9月の施行により、IT基本法がデジタル社会形成基本法に替わり、デジタル庁が発足することとなりました。

表1 国の情報化戦略の動向

平成13(2001)年1月	(通称)IT基本法 施行
平成13(2001)年1月	e-Japan戦略
平成15(2003)年7月	e-Japan戦略Ⅱ
平成18(2006)年1月	IT新改革戦略
平成21(2009)年7月	i-Japan戦略2015
平成22(2010)年5月	新たな情報通信技術戦略
平成25(2013)年6月	世界最先端IT国家創造宣言
平成28(2016)年12月	官民データ活用推進基本法 施行
平成29(2017)年5月	世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
平成30(2018)年6月	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
令和元(2019)年5月	(通称)デジタル手続法 公布
令和元(2019)年6月	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
令和2(2020)年7月	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
令和2(2020)年12月	デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針
令和3(2021)年5月	デジタル社会形成基本法及びデジタル庁設置法 公布 〔令和3年9月1日施行(一部を除く)〕
令和3(2021)年6月	デジタル社会の実現に向けた重点計画

（２）国のその他の動向

●自治体戦略2040構想

日本は、少子化による急速な人口減少と高齢化という未曾有の危機に直面しており、2040年には、団塊の世代及び団塊ジュニア世代が高齢者となって、医療・介護ニーズの急増や、若年層の減少により、経営資源としての人材の確保がより厳しくなります。

総務省の自治体戦略2040構想研究会による報告書では、自治体も持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるようなプラットフォーム（基盤）であり続けるために、半分の職員数でも担うべき機能が発揮できるよう、AIやロボティックス（ロボット工学）など、ICTの利用によって処理できる業務はできる限りICTを利用するなど、「スマート自治体※」へと転換する必要があるとしています。

●Society（ソサエティ） 5.0

Society 5.0とは、サイバー空間（仮想空間）※とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)です。この考えは、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第５期科学技術基本計画において日本が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

これまでの情報社会（Society 4.0）では、人が行う能力に限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担になるなど、知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対して様々な制約があり、十分に対応することが困難でした。

Society 5.0で実現する社会（超スマート社会）は、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、AIにより、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。

図６ Society 5.0 で実現する社会

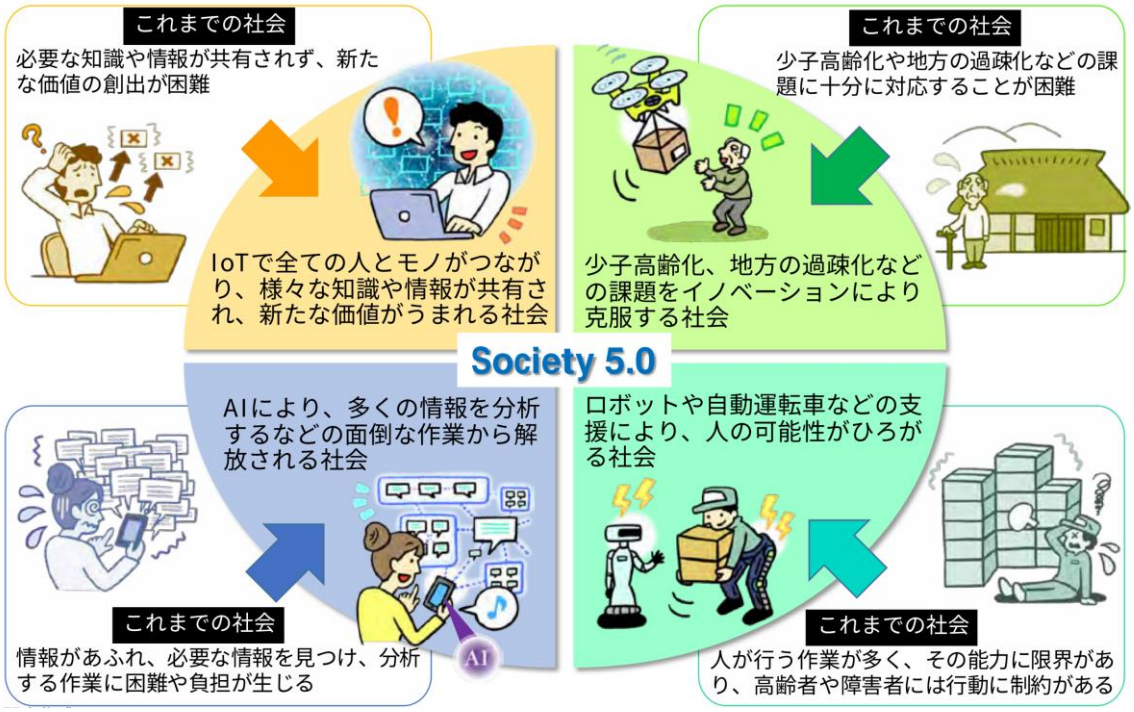

出典:「Society 5.0　資料」(内閣府)

●ＳＤＧｓ（エス ディ ジーズ）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、平成27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」の中で掲げられました。2030年を達成年限として、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

総務省主催の「デジタル変革時代のICTグローバル戦略懇談会」が令和元(2019)年５月にまとめた報告書では、社会全体のデジタル化を推進することでSDGsに貢献し、それによってSociety 5.0は実現されるとしています。

図７　目指すべき社会像

※デジタル化によって SDGs が達成された社会とは、Society 5.0 がグローバルに実現した社会をいう。

出典:「デジタル変革時代の ICT グローバル戦略懇談会報告書」(総務省)

●GIGA（ギガ）スクール構想

GIGA スクール構想（GIGA は Global and Innovation Gateway for All の略）は、文部科学省が打ち出した構想で、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現することを目指しています。学校の ICT 環境の整備

状況が脆弱で地域間格差が大きいこと、また学校における ICT 利活用が世界から後塵を拝している状況にあることから、１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することを取組の中心に位置づけ、これまでの日本の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指しています。

（３）県の取組

栃木県では、国の情報化戦略や情報通信技術の動向等にも留意しながら、これまで「栃木県地域情報化計画（2001）」をはじめとする情報化計画を通じて、地域の情報化を推進してきました。そして、今後求められる情報化方策を計画的、総合的に推進するための指針として「とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020」を平成 28(2016)年 3 月に策定しています。また、昨今のスマートフォンの急速な普及や IoT、AI、ビッグデータ※の実用化の進展など ICT を取り巻く環境の急激な変化や、「官民データ活用推進基本法」の施行（平成 28(2016)年 12 月）等の国の動きを踏まえ、官民データの適正かつ効果的な活用による地域活性化や地域課題の解決を図るため、平成 31(2019)年 3 月に同プランを改定しています。

表２ 地域情報化計画策定の経緯

「栃木県地域情報化基本計画(2001)」(平成 13(2001)年３月)
【計画期間中の目標】 いつでも、どこでも、だれでも、必要な情報やサービスを手軽に活用できる高度情報通信ネットワーク社会の実現 【長期目標】 ・だれもが安心して暮らせる地域社会 ・だれもが生きがいを感じられる地域社会 ・豊かさと活力のある地域社会
「とちぎ IT プラン」(平成 15(2003)年 10 月)
【長期目標】 ユビキタスネットワーク※社会の形成(IT活用型社会の構築) （「とちぎ IT プラン」は「栃木県地域情報化基本計画(2001)」の施策見直しを行ったものであり、計画期間中の目標は、栃木県地域情報化基本計画(2001)と同じ。）

「とちぎ IT プラン（Ⅱ期計画）」（平成 18（2006）年３月）

【目標とする地域社会像】
　いつでも、どこでも、何でも、誰でも必要な情報やサービスを手軽に利用できる情報ネットワーク社会の実現

【基本目標】
・ITを利活用できる環境等の整備
・ITを利活用した豊かで活力ある地域社会の実現
・ITを利活用した安全・安心で利便性の高い県民生活の実現

「とちぎ ICT 推進プラン」（平成 23（2011）年３月）

【目指す地域社会の姿】
　ICTによる県民のくらしの質の飛躍的な向上

【基本目標】
・ICTを活用した県民の利便性の向上
・ICTを活用した行政コストの縮減・質の向上

「とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020」（平成 28（2016）年３月）
〔平成 31（2019）年３月改定〕

（改定により「官民データ活用推進基本法」に基づく都道府県官民データ活用推進計画と位置づけられた）

【ICT施策の方向性】
　ICTによる県民のくらしの質の向上

【基本目標】
・ICTを活用した県民の利便性の向上と活力の創出
・ICTを活用した行政運営の効率化

　そのほかにも、各種行政サービスのデジタル化を進めることで、県民がより便利で質の高いサービスを受けられるよう、目指すべき方向性と取組を示す「とちぎデジタルスイッチ」を令和2(2020)年12月に策定し、デジタル県庁の実現に向けて各種取組を推進しています。

　また、栃木県はSociety 5.0戦略本部を設置し、令和3(2021)年3月には、Society 5.0を見据えて様々な立場の方々と共に取り組んでいく県のデジタル化の指針として「とちぎデジタル戦略」を策定しました。同年4月には、民間からCMO（Chief Marketing Officer：最高マーケティング責任者）兼CDO（Chief Digital Officer：最高デジタル責任者）を迎え入れ、マーケティングやデジタル技術の専門的見地から助言を受けつつ、栃木県のデジタルトランスフォーメーション（DX）※を推進することとしています。

３　本市における情報化の現状と課題

（１）本市における現状と課題

自治体戦略2040構想などで示されたように、少子高齢化やそれに伴う労働生産力の低下、税収の減少、社会保障費の増大、ひいては財政の逼迫など、人口減少がもたらす影響は非常に大きいものがあります。本市においても人口減少・少子高齢化は大きな問題であり、佐野市人口ビジョン改訂版（令和2(2020)年3月）によると、令和3(2021)年4月現在の人口11万7千人は、2060年には8万5千人にまで減少します。地域社会全体が縮小していく状況において、確実に行政サービスを提供し続けられるよう、デジタル化による行政の構造改革が求められています。

地球温暖化が遠因ともいわれる豪雨や台風などの自然災害の甚大化も大きな脅威です。本市では令和元年東日本台風※により大きな被害を受けました。今後に向けた備えとして、防災情報の発信や災害状況等の把握、復旧活動など、ICTを活用した情報共有の高度化が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への対策も大きな課題です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止にあたっては、新しい生活様式（ニューノーマル）への人々の変化があります。そこでは、密状態の回避としてのテレワークや押印廃止を含む行政手続のオンライン化※、オンライン教育※などが注目されており、これらへの対応は本市においても喫緊の課題となっています。

本市の市民生活におけるデジタル化の進展は、令和2年度のインターネットの利用率が78.4％と、10年前の平成22年度の48.8％より29.6％の増加、スマートフォンの保有率では、令和2年度が57.9％、統計資料のある8年前の平成24年度の15.9％より42.0％の増加となっており、ICT機器の発展と汎用品化による市民生活のデジタル化は確実に進んでいます。

本市の情報化は、行政内部においては１人１台パソコンが配備されるなど、一定の水準を達成していますが、その水準を市民サービスに十分生かせていないのが現状であり、行政全体のデジタル化への移行は重要な課題です。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、不十分とされている地方自治体のデジタル化を加速させ、内部情報システムの再編成、効率化、最適化などに取り組むとともに、今後も全ての市民が、安全に安心して生活できる環境づくりを推進し、住民サービスの向上に努めていく必要があります。

（２）前計画の施策と具体的な取組の進捗状況

前計画の第３次佐野市情報化計画（平成 31(2019)～令和 3(2021)年度）では、「市民サービスの向上と戦略的な情報発信」、「業務のスリム化・効率化による高度な行政経営の実現」、「住みやすいまちづくりの推進」の 3 つの目標を設定し、「住民満足度向上」を目指して情報化施策に取り組んできました。

その具体的な取組と進捗状況は、次の表のとおりです。

表３【３つの目標について】

目標	施策分野	具体的な取組	進捗状況 令和3(2021)年 4月1日現在
目標１　市民サービスの向上と戦略的な情報発信	申請・届出	電子申請システムの拡充	実施
		公共施設案内・予約システムの電子納付・決済への対応	未実施
	納税・料金支払	口座振替の申込みや納税、施設使用料、手数料の支払の電子化	実施
	証明書申請発行	コンビニ交付システムの導入	実施
	Webアクセシビリティ※とマルチアクセス※	公衆無線 LAN※環境の充実	実施
		CMS※によるホームページ更新システムの導入	実施
		ICT 機器の操作及び情報セキュリティ※講習会の実施	実施
	SNS やオープンデータ等を活用した情報提供	SNS による市政情報の提供の充実	実施
		スマホアプリによる市政情報の提供	実施
		CATV※からの市政情報の提供	実施
		市ホームページによる情報発信の充実	実施
		オープンデータの充実	実施
目標２　業務のスリム化・効率化による高度な行政経営の実現	庁内情報の共有と有効活用	ペーパーレス※会議の拡充による会議の効率化	実施
		オープンデータの庁内での活用	未実施
	内部事務の効率化による働き方の改革	人事給与システムの再構築	実施
		文書管理システム※の導入検討	未実施
		電子決裁システムの拡充	実施
	情報インフラ等の更新と最適化の推進	行政情報システムと庁内ネットワークの更新	実施
		住民情報システムの更新	実施
		ICT-BCP※に対応したインフラ整備	実施
	地理情報システムの活用	統合型地理情報システム（統合型 GIS）※の活用	実施
		市民へ提供する地図情報（WebGIS）※の充実	実施

目標	施策分野	具体的な取組	進捗状況 令和3(2021)年 4月1日現在
目標３　住みやすいまちづくりの推進	防災	防災情報の多様な発信	実施
		避難所における公衆無線 LAN 環境の提供	実施
		地図情報(WebGIS)による防災情報の提供検討	実施
	福祉・医療	地域包括支援センターシステムの充実	実施
		電子カルテシステムの導入検討	実施
		市民病院と国保診療所の連携	実施
	教育	授業支援システムの更新	実施
		ICT 活用指導力に関する教職員研修の実施	実施
		情報セキュリティ・モラル教育の実施	実施
	産業・観光	産業・観光情報の提供	実施
		商業、工業、農業の情報化への連携	実施

【基盤の整備について】

目標	施策分野	具体的な取組	進捗状況 令和3(2021)年 4月1日現在
３つの目標を支える基盤の整備	人材の育成・確保	ICT リテラシー※向上のための全庁的研修の実施	実施
		ICT リーダーの育成	実施
		情報化政策に精通した職員の育成と確保	実施
		eラーニング※の有効活用	実施
	計画の推進体制の整備	全庁的な体制による計画の推進	実施
		専門知識を持った人材の活用	実施
	情報セキュリティ対策の徹底	情報セキュリティ内部監査の実施	実施
		個人情報保護対策の徹底	実施
		職員のセキュリティ・モラル向上のための教育の充実	実施
		ICT-BCP に基づく訓練の実施	実施
	情報通信基盤の整備	総合行政ネットワーク※の活用	実施
		マイナンバーカードの有効活用	実施
		公共ネットワークの有効活用	実施
		コミュニティチャンネルの視聴エリアの拡大検討	実施

前計画における具体的な取組の進捗率をまとめると次のようになります。

		掲げた具体的取組の数	結 果
３つの目標	1市民サービスの向上と戦略的な情報発信	12	実　施：11(91.7%) 未実施： 1(8.3%)
	2業務のスリム化･効率化による高度な行政経営の実現	10	実　施： 8(80.0%) 未実施： 2(20.0%)
	3住みやすいまちづくりの推進	11	実　施：11(100.0%) 未実施： 0(0.0%)
	小 計	33	実　施：30(90.9%) 未実施： 3(9.1%)
3つの目標をささえる基盤の整備		14	実　施：14(100.0%) 未実施： 0(0.0%)
全 体		47	実　施：44(93.6%) 未実施： 3(6.4%)

３年の計画期間で、多くの取組を実施しましたが、実施できていない取組が３つ残りました。また、実施した取組の中にも、市民をはじめとする利用者が利便性などの効果を実感・享受できたか、実際の業務がどれだけ効率化・合理化できているか、という面ではまだまだ課題が残っています。

第3章 計画の基本方針

Ⅰ　基本方針と施策の方向性

デジタル化は目的達成のための手段であることに留意し、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」〔令和 2(2020)年 12 月閣議決定〕や「デジタル・ガバメント実行計画」〔令和 2(2020)年 12 月閣議決定〕、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」〔令和 2(2020)年 12 月総務省〕などの新たな視点を取り入れ、本市の「スマートセーフシティ構想」を踏まえながら、「スマート自治体の確立」を目指すことを本計画の基本方針（目標）として情報化を推進していきます。

なお、“スマート”には、本来“賢い”、“洗練された”などの意味があり、単に ICT の活用だけではなく、賢く、洗練されて無駄のない自治体を目指して情報化を進めていくものとします。

この基本方針にしたがって、本計画では施策の方向性を５つ設定し、各施策の方向性に対する具体的な取組を展開していきます。

５つの施策の方向性は、「行政手続等のデジタル化」、「新たな技術とデータの活用」、「業務プロセスのデジタル化」、「情報格差（デジタル・デバイド）解消と通信手段の充実」、「情報セキュリティ対策と ICT 人材の育成」を設定します。

そして、この５つの施策の方向性に期待される効果としては、「市民の利便性向上」、「業務の効率化」、「安全・安心な市民生活」のいずれかに現れるものとします。

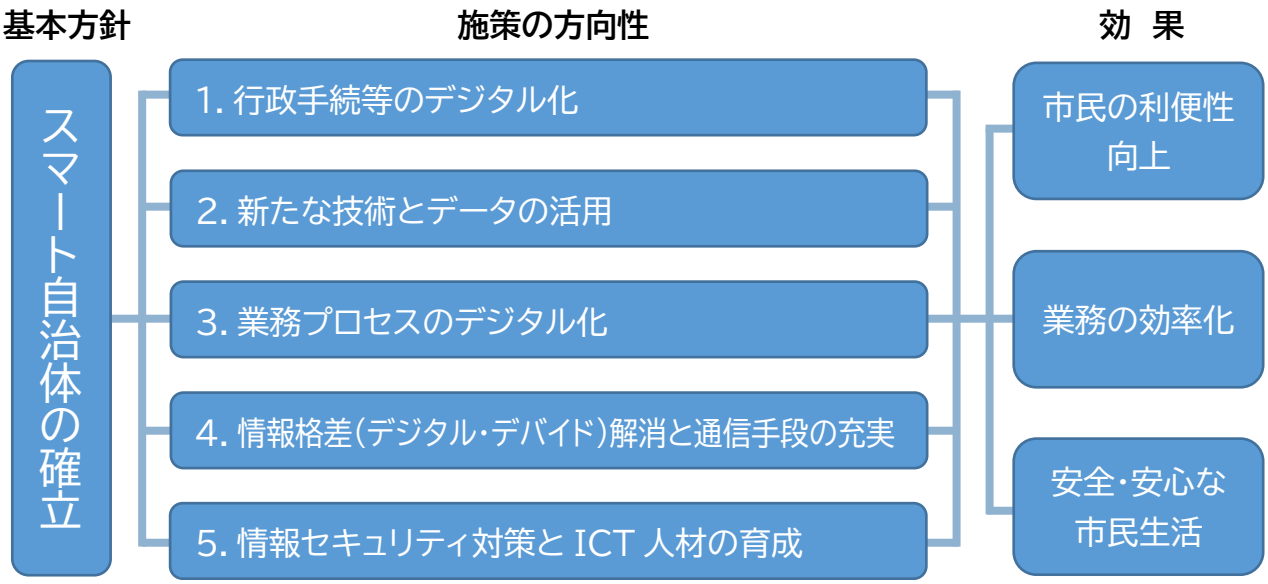

２　施策の方向性と取組分野

以下に、本計画の基本方針に基づく５つの施策の方向性を説明し、重点的に取り組むべき分野（取組分野）を設定します。

あわせて、SDGs における目標との関連性についてもここで整理します。

施策の方向性１　行政手続等のデジタル化

行政手続は市民と行政の接点の最たるものであり、市民の利便性を大きく左右する業務です。国の取組を踏まえながら、行政手続等のデジタル化を推進し、行政手続の利便性の向上や手続処理の効率化を図ります。

取組分野	・行政手続オンライン化の推進 ・マイナンバーカードの活用 ・キャッシュレス決済の推進 ・スマート窓口の実現（書かせない窓口）	【SDGs】

施策の方向性２　新たな技術とデータの活用

AI や RPA※、ドローン※等の未来技術の導入や情報処理システムを活用し、業務の効率化だけでなく、市が保有する行政情報や民間のビッグデータ等を組合せるなど、デジタルデータを活用した新たな業務のあり方を追求していきます。

取組分野	・AI、RPA の活用 ・ドローン等の活用 ・オープンデータの推進 ・地理情報システム（GIS）の活用 ・デジタル教育の推進	【SDGs】

施策の方向性３　業務プロセスのデジタル化

電子決裁システムや文書管理システム等の導入・活用を推進し、内部事務のデジタル化を進めます。これにあわせ、ペーパーレス化を充実させることで、行政事務におけるデジタル化のメリットを生かしていきます。

なお、内部事務のデジタル化を進めるにあたっては、新たなシステム導入ありきではなく、今ある環境を最大限活用し、創意工夫することで目的達成できないかを第一に考えるものとします。

取組分野	・内部事務デジタル化の推進 ・ペーパーレス化の推進	【SDGs】

施策の方向性４　情報格差（デジタル・デバイド）解消と通信手段の充実

ICT を利用できる人とできない人の間に起きる情報格差（デジタル・デバイド）の解消に向け、初心者などを対象とした講習を行うほか、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう利用環境の整備や発信情報の充実等を進めます。また、５Ｇ※などの新たな情報通信手段についても、活用の可能性などを調査研究していきます。

取組分野	・デジタルコミュニケーションの推進 ・公衆無線 LAN の充実 ・ケーブルテレビとデータ放送※の活用 ・デジタル活用の支援 ・新たな通信技術の調査・研究	【SDGs】

施策の方向性５　情報セキュリティ対策と ICT 人材の育成

情報セキュリティポリシー※の遵守や内部監査を通じて職員のセキュリティ意識の向上を図り、住民情報を扱う職員の静脈認証の徹底など、セキュリティ対策の強化に努めます。また、ICT 機器を行政や地域の課題解決に生かせるよう、ICT をさらに活用できる人材の育成を図ります。

取組分野	・情報セキュリティポリシーの遵守 ・情報セキュリティの強化 ・ICT スキルの向上	【SDGs】 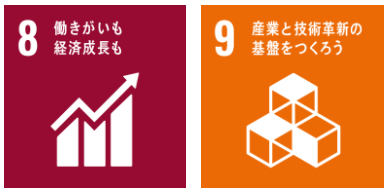

第4章　目標達成のための取組

施策の方向性１　行政手続等のデジタル化

<table>
<tr><th colspan="2">（１）行政手続オンライン化の推進</th></tr>
<tr><td>現状・課題</td><td>　デジタル手続法により示されたデジタル化の基本原則では、あらゆる手続がデジタル化（オンライン化）されるべきとしています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、できるだけ対面での応対を避ける必要があり、行政手続のオンライン化が強く求められています。
　本市における主なオンライン手続としては、公共施設予約システムがあります。当システムでは、利用登録を事前に行うことで、本人確認を簡略化するなど、繰り返し利用されるサービスとして工夫がされています。しかし、繰り返し利用するサービス以外のオンライン化については、本人確認をどのように行うかや、数多くある行政手続の何からシステム化を行うかなど、様々な課題があります。</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td>　「行政手続」を厳密なものではなく、広く市が行うサービスの申し込みと捉え、簡易なものから順次オンラインサービスを広げられるよう取り組みます。その際には、業務プロセスの見直し等も行い、デジタル化・オンライン化に適した形となるよう、手続全体の最適化を行います。</td></tr>
<tr><td>期待される効果</td><td>■市民の利便性向上　■業務の効率化　□安全・安心な市民生活
・時間や場所に縛られず、必要なときに手続を行えます。
・申し込み手続がデジタル化され、集計作業が簡略化されます。</td></tr>
<tr><td>実施計画</td><td>令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度
運用・拡充</td></tr>
<tr><td>関係課</td><td>行政経営課
情報政策課（主管課）
窓口各課</td></tr>
</table>

（２）マイナンバーカードの活用

現状・課題	本市では約３人に１人がマイナンバーカードを取得（令和４年２月１日現在 36.3%）していますが、マイナポータル※を利用したオンライン申請はほとんどありません。その理由として、マイナポータルが分かりづらいなど、使い勝手に起因する問題もありますが、手続が可能であることを利用者が知らないことも考えられます。
取組内容	新規手続の案内や更新手続の案内などの利用者と関わる機会に、マイナポータルでも手続が行える旨をお知らせするなど、マイナンバーカードの利用を促進する取組を行います。 あわせて、市の手続の独自利用についても、マイナンバーカードが利用できる手続を増やしていくよう検討していきます。
期待される効果	■市民の利便性向上　■業務の効率化　□安全・安心な市民生活 ・マイナンバーカードの活用が促進されます。 ・行政手続のオンライン化が促進されます。
実施計画	令和４年度 ／ 令和５年度 ／ 令和６年度 ／ 令和７年度 利用促進・手続拡充
関係課	行政経営課（主管課）　こども課　健康増進課 情報政策課　保育課 市民課　介護保険課

（３）キャッシュレス決済の推進

現状・課題	本市では、令和２(2020)年７月から、市税の納付に「スマートフォン決済アプリ」が利用できるようになり、自宅に居ながら納税することができるようになりましたが、窓口業務でのキャッシュレス決済には対応していません。民間でのキャッシュレス決済の利用が進むにつれ、行政でのキャッシュレス決済が求められています。
取組内容	キャッシュレス決済手段には、決済時期や決済端末などそれぞれ方式の違いがあり、今後、費用対効果を検討しながら、利用可能な手続から順次キャッシュレス決済の導入を目指していきます。

期待される効果	■市民の利便性向上　■業務の効率化　■安全・安心な市民生活 ・納付者の利便性が向上します。 ・現金を取り扱う必要がなくなります。			
実施計画	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	運用・拡充			
関係課	収納課　　窓口各課 情報政策課（主管課） 会計課			

（４）スマート窓口の実現（書かせない窓口）				
現状・課題	申請者が記入した手書きの申請書をもとに窓口の職員は処理を開始しますが、一つ一つの情報を紙の申請書から読み取り、システムに入力するなど、窓口内部での手作業が発生してしまいます。			
取組内容	窓口に受付用の端末を用意し、マイナンバーカードなどを活用しながら、利用者自らが簡単に情報を入力できるシステムの導入を目指していきます。同システムの導入により、申請書類が完成した時点で窓口内部の作業を開始できます。			
期待される効果	■市民の利便性向上　■業務の効率化　□安全・安心な市民生活 ・端末からの案内で、迷わず手続を行うことができます。 ・手続事務の省力化と利用者の待ち時間の短縮が図れます。			
実施計画	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	検討		導入	運用
関係課	情報政策課（主管課） 窓口各課			

施策の方向性２　新たな技術とデータの活用

（１）AI、RPA の活用	
現状・課題	本市では、手作業による定型的な業務の改善を図るため、令和３年度に RPA と AI-OCR※を導入しました。 このような未来技術を、さらに導入・活用し、業務の効率化を目指していく必要があります。
取組内容	導入した RPA・AI-OCR について、有効性を職員間で共有しながら、順次新しい業務への応用を図っていきます。 また、AI については、先進事例などを参考に、保育所等における児童の入所調整への活用や、AI を用いた自然言語による対話から必要な情報を提示する AI チャットボット※の活用など、市民サービスの向上を図る取組を検討していきます。
期待される効果	■市民の利便性向上　■業務の効率化　□安全・安心な市民生活 ・事務の省力化等、業務効率の向上が図れます。 ・ホームページ等で、必要な情報の提供が素早く行えます。
実施計画	令和４年度 / 令和５年度 / 令和６年度 / 令和７年度 運用・拡充
関係課	都市ブランド推進課　保育課 情報政策課（主管課）　健康増進課 こども課

（２）ドローン等の活用	
現状・課題	モーターやバッテリーの出力向上と小型軽量化、センサーや制御コンピューターの性能向上と小型化などにより、ドローンの活躍する場面が増えています。また、高感度カメラによるデジタル映像データは、多くの場面でその利用価値が高まってきています。 このような最新技術の導入により、特に緊急性の高い災害時における情報収集や、面的な情報収集を必要とする業務への活用が期待されます。

取組内容	災害時におけるドローンの活用は、令和元年東日本台風による被災の際に災害状況の把握に使用されました。今後、災害時でのさらなる活用や、山火事の際の現況確認、山岳遭難者の捜索など、有効な活用方法を検討しながら導入を進めます。また、設置式高感度カメラの活用についてもあわせて検討していきます。
期待される効果	□市民の利便性向上　■業務の効率化　■安全・安心な市民生活 ・素早く正確な情報収集は、災害時における復旧・復興の迅速化に貢献します。 ・災害や犯罪等の未然防止に役立ちます。
実施計画	令和４年度：検討 令和５年度：導入 令和６年度～令和７年度：運用
関係課	危機管理課 情報政策課 消防本部総務課（主管課） 消防本部警防課

（３）オープンデータの推進	
現状・課題	政府が平成29(2017)年に閣議決定した「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、データ大流通時代の到来として、公共データの民間開放（オープンデータ）の推進が掲げられており、本市でもオープンデータの推進に取り組んできました。 デジタル社会の実現に向け、価値あるデータの提供をさらに充実させ、活用を図ることが求められています。
取組内容	今後も可能な限り多くの市の情報を、オープンデータとして公表していきます。 公表の際には、人が読むための情報としてのPDF※データだけでなく、公表するデータの内容に応じて、より加工がしやすい形式での公表に努めます。
期待される効果	■市民の利便性向上　■業務の効率化　□安全・安心な市民生活 ・積極的な行政情報の公開により、公共の資産であるデータの活用が促進され、新たな価値の創造が行われるようになります。
実施計画	令和４年度～令和７年度：運用・拡充
関係課	情報政策課（主管課） データ保有各課

<table>
<tr><th colspan="2">（４）地理情報システム（GIS）の活用</th></tr>
<tr><td>現状・課題</td><td>統合型 GIS によって、各業務で共用する地図データを一元的に整備し、管理しています。組織横断的な利用をするためには、有用な情報の蓄積と共有化するレイヤー※を増やすことが不可欠です。
公開可能な地図データは「地図情報システム（WebGIS)」で市民に公開していますが、利便性を高めるためには、有用な地図データを増やしていくことが不可欠です。</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td>地理的な把握や分析を行うために、統合型 GIS の位置情報を持ったデータ（地理空間情報）を活用します。また、地図情報システムの活用により、位置情報に付随した行政情報や地域情報を、WebGIS 等を活用し、市民に対して提供します。
活用の前提となる地理情報については、各業務で取り込む情報を精査し、全体で共有すべき情報を公開する取組を継続して実施します。</td></tr>
<tr><td>期待される効果</td><td>■市民の利便性向上　■業務の効率化　□安全・安心な市民生活
・地図によって分かりやすく情報を入手できるようになります。
・地理情報の新たな活用が図れます。</td></tr>
<tr><td>実施計画</td><td>令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度
運用・拡充</td></tr>
<tr><td>関係課</td><td>情報政策課（主管課）
データ保有各課</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">（５）デジタル教育の推進</th></tr>
<tr><td>現状・課題</td><td>国の GIGA スクール構想の実現に向けて、本市においても令和2(2020)年度に、インターネットに接続可能な端末を全市立学校の児童生徒に１人１台整備しました。
今後は、この端末を利用して、デジタル技術を活用した教育をさらに充実していくことが求められます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">　授業を進める上で必要となるデジタルコンテンツ※の充実やICT 機器を活用した指導方法の研究を進めていきます。また、デジタル世代の児童生徒に必要な情報リテラシー※や情報モラル教育を強化していきます。
　あわせて、郷土博物館での体験学習や唐沢山城跡に関する歴史学習などの教材をデジタル化し、郷土学習となる「さの学」に活用できる環境づくりを進めます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">期待される効果</td><td colspan="4">■市民の利便性向上　■業務の効率化　■安全・安心な市民生活</td></tr>
<tr><td colspan="4">・児童生徒の情報活用能力等の育成が図れます。
・ICT 機器に触れながら、情報リテラシーを学ぶことができます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">運用・充実</td></tr>
<tr><td>関係課</td><td colspan="4">情報政策課　　文化財課
学校教育課
教育センター（主管課）</td></tr>
</table>

施策の方向性３　業務プロセスのデジタル化

（１）内部事務デジタル化の推進

現状・課題	職員へのパソコンは１人１台配備となっていますが、決裁業務については、勤怠管理システムを用いたものを除き、電子決裁は行われていません。行政手続のオンライン化など、スマート自治体を目指していく中で、業務の効率化とあわせて内部事務のデジタル化を進めていく必要があります。
取組内容	まずは財務会計処理から電子決裁化を行い、全庁的に電子決裁を推進していきます。 また、決裁と文書管理の両面からデジタル化を推進するために、財務会計処理における電子決裁の課題分析や業務改革（BPR※）による事務作業の見直しを行いながら、文書管理システムの検討・導入を進めます。
期待される効果	□市民の利便性向上　■業務の効率化　■安全・安心な市民生活 ・場所にとらわれず決裁業務が行えます。 ・紙媒体の資料が不要になり、紙の使用量が削減できます。
実施計画	令和４年度：導入（電子決裁） 令和５年度～令和６年度：検討（文書管理） 令和７年度：導入（文書管理）
関係課	財政課 会計課 行政経営課 情報政策課（主管課）

（２）ペーパーレス化の推進

現状・課題	SDGs において、気候変動への対策は１つの目標として定められており、ペーパーレス化は企業や自治体においても求められている取組です。 本市では令和 2(2020)年度に「ICT 活用による行政内部事務ペーパーレス化推進に関する指針」を定めてペーパーレス化に努めてきました。

<table>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">今後も指針に基づき、既存の ICT 機器の利用を積極的に進め、ペーパーレス化を推進していきます。
また、コピー機等での紙の使用量の削減については、電子決裁や文書管理システムの導入などともあわせ、さらなる削減に努めていきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">期待される効果</td><td colspan="4">□市民の利便性向上　■業務の効率化　■安全・安心な市民生活</td></tr>
<tr><td colspan="4">・紙の使用量や印刷製本に費やす時間の削減ができます。
・電子決裁や文書管理システム等との親和性が高まります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">運用・充実</td></tr>
<tr><td>関係課</td><td colspan="4">行政経営課
情報政策課（主管課）</td></tr>
</table>

施策の方向性４　情報格差（デジタル・デバイド）解消と通信手段の充実

（１）デジタルコミュニケーションの推進

現状・課題

本市のホームページは、CMS を導入することで、デザインの統一や音声読み上げや文字サイズの拡大、背景色の変更などの閲覧支援への対応が可能になりました。

「佐野市防災・気象情報メール」により、市内の火災情報や防災情報、気象情報や避難情報などを、登録された携帯電話などのメールアドレスに配信する取組を実施しています。

そのほか、フェイスブックやツイッター、LINE などの SNS を用いて、子育てや産業、観光などの情報や、災害情報、新型コロナウイルス感染症対策等の情報を発信しています。

取組内容

今後もホームページの拡充や SNS の活用などさらに検討を重ねながら、メディアの特性に応じた様々な情報を発信していきます。

また、一人でも多くの方に必要な情報を配信できるよう、「佐野市防災・気象情報メール」の登録者の増加に向け、周知を図っていきます。

さらに、AI を用いた自然言語による対話から必要な情報を提示する AI チャットボットを活用し、市民サービスの向上を図る取組を検討していきます。

期待される効果

■市民の利便性向上　■業務の効率化　■安全・安心な市民生活

・必要とする方に、大切な情報を素早く伝えることができます。
・ホームページ等で、必要な情報の提供が素早く行えます。

実施計画

令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
運用・充実			

関係課

都市ブランド推進課（主管課）　こども課
危機管理課　産業立市推進課
情報政策課　観光立市推進課

（２）公衆無線 LAN の充実

現状・課題	本市では庁舎や田沼・葛生の両行政センターなどで、市民が窓口業務を待つ間に、気軽にスマートフォン等を使えるよう公衆無線 LAN を設置していますが、市民サービスの観点から他の公共施設でも利用できることが望まれます。 公衆無線 LAN は、災害時に携帯電話網を補完する通信手段としても役立ちます。
取組内容	本市では、ほとんどの市立学校が避難所に指定されていますが、校舎以外には無線 LAN のアクセスポイント（AP）※は設置されていません。今後は、各学校の体育館にも AP を設置し、平時は教育用の AP として使い、災害時には公衆無線 LAN として活用できるよう整備して行きます。 また学校以外の避難所についても、地区公民館等の社会教育施設を中心に、平時における利用方法を踏まえ、公衆無線 LAN の設置を検討していきます。
期待される効果	■市民の利便性向上　□業務の効率化　■安全・安心な市民生活 ・施設に訪れた市民が手軽にインターネットに接続できます。 ・災害情報共有システムに接続する手段として利用できます。
実施計画	令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 運用・充実
関係課	危機管理課　　教育センター 情報政策課（主管課）　生涯学習課 学校管理課

（３）ケーブルテレビとデータ放送の活用

現状・課題	本市をサービス提供エリアとする佐野ケーブルテレビは、地域密着型の番組を持ち、防災や行政情報といったデータ放送のほか市議会中継などを行っており、市内の情報を発信する重要な報道メディアです。 しかしながら視聴可能地域は、佐野地域全域及び田沼地域と葛生地域の一部となっており、全市民が視聴できるまでには至っていません。

取組内容	より多くの市民が佐野ケーブルテレビを視聴可能になるよう、サービス提供区域の拡大について要望をしていきます。 また、佐野ケーブルテレビが視聴できない市民も含め、より多くの市民に災害情報や市政に関する情報などを発信するため、とちぎテレビのデータ放送を活用し、佐野市の情報の発信を行っていきます。 さらに、Ｌアラート※を活用して、テレビ放送のほかインターネットなど様々なメディアを通じて、高齢者等避難や避難指示などの災害関連情報を提供していきます。
期待される効果	■市民の利便性向上　□業務の効率化　■安全・安心な市民生活 ・情報手段の多様化によって、より多くの市民に防災や行政についての情報を伝えることができます。
実施計画	令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 運用・充実
関係課	都市ブランド推進課 危機管理課 情報政策課（主管課）

（4）デジタル活用の支援	
現状・課題	新型コロナウイルスワクチンの接種については、当初は高齢者を対象として電話のほかインターネットでの予約が行われましたが、電話回線の混雑により予約の電話がつながりにくいなど混乱が生じました。 情報通信端末の全国の世帯保有率は、スマートフォンが８割以上を占めており、インターネット利用の向上には、スマートフォンの利用率向上が重要になります。
取組内容	公民館等の施設を利用して、デジタル活用に関する理解や技術が十分でない初心者等を対象に、スマートフォンの基本的な利用方法についての講習会を行います。また、犯罪被害にあわないための基本的な情報リテラシーについても学べるよう講習の内容に取り入れていきます。 実施にあたっては、参加者からアンケートをとり、よりニーズに合った講習内容となるように改善を加えていきます。

期待される効果	■市民の利便性向上　■業務の効率化　■安全・安心な市民生活 ・情報格差（デジタル・デバイド）の解消に役立ちます。 ・より多くの市民が、行政のデジタル化の恩恵を受けられます。			
実施計画	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	導入	運用・充実		
関係課	情報政策課（主管課） 生涯学習課			

（５）新たな通信技術の調査・研究				
現状・課題	５Ｇと呼ばれる第５世代移動通信システムは、「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特徴により、産業や社会の効率化や利便性の向上など、社会的インパクトをもたらす技術と期待されています。			
取組内容	全ての市民が５Ｇ技術の恩恵を受けられるにはしばらく時間がかかるものと思われますが、５Ｇ技術の持つ「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特徴を活かして、行政運営に活かすことはできないかなど、新しい通信技術の動向や先進事例等を調査・研究していきます。			
期待される効果	□市民の利便性向上　■業務の効率化　■安全・安心な市民生活 ・最新技術の動向を捉えることで、どんな技術が本市の課題解決に役立つか知ることができます。			
実施計画	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	調査・研究			
関係課	情報政策課			

施策の方向性５　情報セキュリティ対策と ICT 人材の育成

（１）情報セキュリティポリシーの遵守				
現状・課題	本市では、総務省が策定したガイドラインに基づき、情報セキュリティポリシーを策定しています。職員一人一人が、これらの情報セキュリティポリシーを遵守することで、大切な個人情報やその他の情報資産を守ることができます。そのためには、個人情報や情報機器を取り扱う職員のモラルとセキュリティ意識の向上を図っていくことが重要です。			
取組内容	市の情報資産を取り扱う職員全員に、毎年情報セキュリティ自己点検やｅラーニングによる情報セキュリティ研修を実施し、情報セキュリティ対策や個人情報の取扱に関する知識の習得や意識レベルの向上を図っており、これらの取組を今後も継続していきます。 また、総務省が策定したガイドラインに基づき、計画的に内部監査も実施しており、今後も継続し、情報セキュリティポリシーの実効性を確保していきます。			
期待される効果	□市民の利便性向上　□業務の効率化　■安全・安心な市民生活			
	・本市の大切な情報資産が守られます。 ・安心して市民が行政サービスを受けることができます。			
実施計画	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	運用			
関係課	情報政策課			

（２）情報セキュリティの強化	
現状・課題	ICT の普及に伴い情報セキュリティへの危険は高まります。 パソコンの十分なコンピュータウイルス対策やシステム利用の際のより強固な利用者確認など、あらゆる面でのセキュリティ対策が求められています。

取組内容	システム管理者が認証していない機器のパソコンへの接続を制限・監視するほか、住民情報系のシステムへの使用者の確認については、指紋認証よりも安全な静脈認証装置による確認を行っており、この静脈認証装置による使用者確認を徹底します。
期待される効果	□市民の利便性向上　□業務の効率化　■安全・安心な市民生活 ・本市の大切な情報資産が守られます。 ・安心して市民が行政サービスを受けることができます。
実施計画	令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 運用
関係課	情報政策課

（３）ICT スキルの向上	
現状・課題	技術の進歩を理解し、ICT の利活用により業務の抜本的な改革・改善に取り組むことができる資質が、情報化を推進していく上で職員に求められています。行政のデジタル化を進める中で、職員の ICT スキル（ICT を使いこなす技能）の向上のため、各個人の職責や理解度に応じた研修の実施が必要とされています。
取組内容	ICT の基礎的な知識や最新技術、データ活用などの動向といったものについての研修を、幹部職員や中堅、若手といった各層に実施していきます。 また、情報担当部門や各業務システムを担当する職員等については、より高度な情報システムの最適化を実現するための、業務分析や課題解決についての研修を実施します。
期待される効果	■市民の利便性向上　■業務の効率化　□安全・安心な市民生活 ・全職員が共通認識を持って業務改善を行うことで、円滑にデジタル化を推進できます。
実施計画	令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 導入 → 運用
関係課	人事課 情報政策課（主管課）

第5章 計画の推進

１　計画の推進体制

本市では、行政事務の効率化及び市民サービスの向上を目的として導入するコンピュータを活用したシステムに関して総合的に調整するため、「佐野市電子市役所推進委員会」を設置しています。本委員会が中心となって、情報化の実現に向けた取組を総合的に推進していきます。

２　計画の進捗管理

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、各施策の方向性の取組分野に設定されている取組内容の実績などを用いて実施し、取組の改善につなげていきます。

また、４年間の計画期間の最終年度には、総括的な評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

資料編

(1) 佐野市情報化計画策定委員会設置要綱

平成 30(2018)年 9 月 13 日訓令第 18 号

（設置）

第１条　佐野市情報化計画（以下「計画」という。）の策定又はその変更を行うため、佐野市情報化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、計画又はその変更の原案を作成し、これを市長に報告する。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は情報政策課長を、副委員長は都市ブランド推進課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、行政経営部情報政策課において処理する。

（その他）

第７条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月 31 日訓令第 16 号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年７月 27 日訓令第 13 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

総合戦略推進室長　財政課長　収納課長　行政経営課長　危機管理課長　人

事課長　市民課長　こども課長　保育課長　介護保険課長　健康増進課長　産業立市推進課長　観光立市推進課長　会計課長　学校管理課長　教育センター所長　生涯学習課長　文化財課長　消防本部総務課長

(2)　佐野市情報化推進協議会設置要綱

平成 24(2012)年 7 月 24 日告示第 182 号

（設置）

第１条　佐野市情報化計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民等から意見を聴くため、佐野市情報化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について市長に提言を行う。

（１）　情報化の現状及び課題に関すること。

（２）　計画の目標及び基本方針に関すること。

（３）　計画に係る施策に関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要があると認める事項

（組織）

第３条　協議会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験のある者

（２）　情報通信に関する事業に従事する者

（３）　関係行政機関の職員

（４）　情報通信を利活用している団体に属する者で当該団体の推薦を受けたもの

（５）　市民団体に属する者で当該団体の推薦を受けたもの

（任期等）

第４条　委員の任期は、計画が策定される日までとする。

２　市長は、前条第２項第２号に該当する委員が同号の事業に従事しなくなったとき、又は同項第４号若しくは第５号に該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解任することができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
（庶務）
第７条　協議会の庶務は、行政経営部情報政策課において処理する。
（その他）
第８条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）
１　この告示は、告示の日から施行する。
（会議の招集の特例）
２　この告示の施行の日以後最初に開かれる協議会の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則（平成 28 年３月 31 日告示第 95 号）

この告示は、平成 28 年４月１日から施行する。

(3) 佐野市情報化推進協議会委員名簿

敬称略　五十音順

No.	役　職	所属団体等の名称	氏　名
1	委員	佐野市立小・中学校長会	浅生　まゆみ
2	委員	佐野警察署	岩﨑　信之
3	委員	佐野市消費者友の会	大髙　陽子
4	委員	男女共同参画ネットワークさの	大鷲　和子
5	会長	佐野日本大学短期大学	小林　大輔
6	委員	佐野商工会議所青年部	笹川　敏男
7	委員	佐野市消防団	土澤　雅洋
8	副会長	佐野ケーブルテレビ株式会社	成瀬　正彦
9	委員	佐野市公民館運営審議会	山野井　淑郎

(4) 計画策定の経過

日付	項目	内容
令和 3(2021)年 8 月 23 日 ～9 月 7 日	佐野市情報化計画策定委員会 （電子会議）	第４次佐野市情報化計画（案）について
令和 3(2021)年 10 月 8 日	佐野市情報化推進協議会	会長及び副会長の選出について 第４次佐野市情報化計画（案）について
令和 4(2022)年 1 月 4 日 ～2 月 4 日	パブリック・コメントの実施	第４次佐野市情報化計画（案）について

(5) 用語集

【数字・アルファベット】

５Ｇ

「超高速」だけでなく、「超低遅延」「多数同時接続」といった特長を持つ新しい移動通信システムのこと。日本においては、平成 31 年４月に周波数割当てを実施し、令和２年３月から商用サービスが開始された。現行 LTE と比べて 100 倍の通信速度（10Gbps）、10 分の１の遅延（１ミリ秒）、100 倍の接続機器数（100 万台/km^2）などが要求条件とされている。

AI（人工知能）

Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

AI-OCR

OCR とは、「Optical Character Recognition（光学文字認識）」の略で、画像から文字を読み取り、コンピュータ上で文字情報として扱えるようにすること。AI-OCR は、AI を用いた画像認識処理により、手書き文字を読み取るなど、読み取り精度を高めたもの。

AI チャットボット

チャット(chat)とは「おしゃべり、雑談」のこと。ボットはロボットの略で、一定の処理を自動化するためのプログラムのこと。AI チャットボットは、「あらかじめ想定されている質問」に「用意しておいた答え」を返すというチャットボットの機能に、AI による機械学習を用いて、より精度の高い回答を返すようにしたもの。

BPR

Business Process Re-engineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。

CATV（CAble TeleVision）

通信ケーブルを各家庭まで敷設することで、多チャンネル・双方向のテ

レビ放送を行うシステムのこと。空きチャンネルを使ってインターネット接続や電話などのサービスも提供している。

CMS（Contents Management System）

Web コンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。

e ラーニング

パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行うこと。教室で学習を行う場合と比べて、遠隔地にも教育を提供できる点や、コンピュータならではの教材が利用できる点などが特徴。

GIS（Geographic Information System）【地理情報システム】

地理情報システムは、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするコンピュータシステムのこと。

ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technology の略。情報及び通信に関する技術の総称。

ICT-BCP（ICT- Business Continuity Plan）

業務継続計画〔BCP（Business Continuity Plan）〕とは、災害・事故で被害を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に（あるいは、許容される中断時間内に）復旧させる「業務継続」を戦略的に実現するための計画のこと。ICT-BCP とは、ICT 部門が主管する情報システムに関する業務継続を中心に策定された業務継続計画のこと。

ICT リテラシー

情報通信技術を正しく使用することができる能力のこと。

IoT（Internet of Things）【モノのインターネット】

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自

動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。

IT（Information Technology）【情報技術】

情報を取得、加工、保存、伝送するための科学技術のこと。通信を意識的に含める概念としては「情報通信技術」（ICT：Information and Communication Technology）という表現も使用される。

LAN（Local Area Network）

事業所や学校、家庭など、限られた範囲内にあるコンピュータや通信機器、情報機器などをケーブルや無線電波などで接続したネットワークのこと。

Lアラート（災害情報共有システム）

災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤のこと。平成 31 年 4 月には全都道府県による運用が実現し、近時の災害においては、速やかに避難指示の発令状況等を配信するなど、災害情報インフラとして一定の役割を担っている。

PDF（Portable Document Format）

文書を作成した環境や、表示または印刷する環境とは無関係に、当該文書を交換および表示できるようにするための、ISO 32000-1 で国際標準化された電子文書のファイル形式のこと。その特徴として、作成した文書を異なる環境のコンピュータで元のレイアウト通りに表示・印刷できることがあげられ、インターネット上で公開される様々な文書に用いられている。

PHS

「Personal Handy-phone System」の略で、屋内用コードレス電話の技術を基に開発された、携帯電話と同様の移動体通信の規格。「簡易型携帯電話」とも呼ばれ、サービス料金が安いことや、データ通信が速いなどの特徴により、携帯電話の代わりとして一時期普及した。電波が微弱であるという特徴から、病院や介護施設などの構内用電話としても利用されている。

RPA（Robotic Process Automation）【ロボティック・プロセス・オートメーション】

人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアロボットによる自動操作によって代替すること。ソフトウェアロボットによる作業の自動化。

SNS

Social Networking Service の略。個人間の交流を支援するサービスで、参加者は共通の興味、知人等をもとに様々な交流を図ることができる。例えば、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する。

Web GIS

インターネットを通じ、ウェブブラウザー上で利用する地理情報システム（GIS：Geographic Information System）のこと。

【ア行】

アクセシビリティ

情報やサービスなどが、障がい者や高齢者も含めたあらゆる人が利用可能であるかどうか、又はその度合いのこと。

アクセス

ネットワーク越しに他のコンピュータと接続すること。ウェブページ（インターネット上のページ）やファイルに到達し、開くこと。

アクセスポイント（AP：Access Point）

通信ネットワークの末端でコンピュータなどからの接続を仲介する機器のこと。ノートパソコンやスマートフォンなどの無線 LAN 端末を、相互に接続したり、他のネットワーク（有線 LAN 等）に接続したりするための無線機器のこと。

アプリ

アプリケーションソフトウェアの略で、ある特定の機能や目的のために開発・使用されるソフトウェアのこと。特にスマートフォンで用いられる

ものをアプリと称することが多い。実務処理プログラム。

インターネット

インターネット・プロトコルと呼ばれる通信規約によって、大学や企業、個人など、全世界の膨大な数のコンピュータ等を相互に接続した巨大なネットワークのこと。

インフラ

インフラストラクチャーの略で、社会経済、産業活動の基盤を形成する構造物のこと。

オープンデータ

何らかの権利に基づく制限を課されることなく、誰でも自由に入手、加工、利用、再配布などすることができるよう公開されたデータのこと。

オンライン化

コンピュータと端末が回線で結ばれ、端末よりデータのやり取りが行えるようにシステム化すること。

オンライン教育

ネットワークを通じて提供される教育と学習のこと。

【カ行】

クラウド・コンピューティング

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じてコンピュータを他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術のこと。

クラウドサービス

従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。利用者側が最低限の環境（パーソナルコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動く Web ブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、どの端末からでも、さまざまなサービスを利用することができる。

コンテンツ

（情報の）中身、内容のこと。テレビ放送の番組、インターネット上のホームページの内容などを指す。特にデジタル化とは関係なく、紙の書籍であれば記されている文章のことをいう。

コンピュータウイルス

インターネットからダウンロードしたファイルやUSBメモリ、電子メール、ホームページの閲覧などを通して他人のコンピュータに勝手に入り込み、情報を盗んだり、システムや蓄積されたデータを使えなくしたりする不正なプログラムのこと。

【サ行】

サイバー空間（仮想空間）

コンピュータやコンピュータネットワークを表す「サイバー（cyber）」と「空間（space）」を結んだ語で、コンピュータネットワーク上の仮想的な空間を指す。インターネット上で行われる商取引や人々のコミュニケーションなど、現実の活動の場との対比として表される。

情報セキュリティ

重要だと考える「情報」に関して、機密を守り、誤った使用や改ざんを防ぎ、必要なときに安全確実に利用できるようにしておくこと。

情報セキュリティポリシー

コンピュータやそのネットワークへの不正アクセスや情報の漏洩等を防ぎ、情報の安全性を確保するための指針のこと。通常、基本方針とその基本方針を実施するための対策基準で構成されている。

情報リテラシー

情報（information）と識字（literacy）を合わせた言葉で、情報を取り扱う上での理解、さらには情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力のこと。

スマート自治体

システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体のこと。

スマートフォン

従来の携帯電話に比べてパソコンに近い性質を持った情報機器で、大きな画面でパソコン向けのウェブページや動画を閲覧できたり、アプリケーションを追加することによって機能を自由に追加したりできるもののこと。

総合行政ネットワーク（LGWAN：Local Government Wide Area Network）

地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内 LAN）を相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用等を図ることにより、各地方公共団体と国の各府省、住民等との間の情報交換手段の確保のための基盤とすることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（インターネットから切り離された閉域ネットワーク）のこと。

【タ行】

タブレット型端末

一般にスマートフォンよりも大きな、液晶画面を持つ携帯情報端末のこと。タブレット（tablet）は、平板、銘板、便箋などの意味を持つ英単語。

データ放送

リモコンボタンを押すだけで、ニュース、気象情報や交通情報など、暮らしに役立つ便利な情報を見たいときにいつでも見ることができるサービス。番組内容と連動しているデータ放送が行われている場合もある。

デジタル・デバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

デジタルトランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）

将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

テレワーク

コンピュータや通信回線などを利用して、勤務先のオフィス以外の場所

で仕事をすること。

統合型地理情報システム（統合型 GIS）

各部署が利用している地図情報（道路、街区、建物、河川など）を統合・電子化し、一元的にメンテナンスすることで、庁内全体でのデータ共用を可能にする地理情報システム（GIS）のこと。

ドローン

遠隔操作又は自動操縦により飛行させる無人航空機のこと。

【ナ行】

ネットワーク

複数のコンピュータや周辺機器を通信媒体で結び、データの転送を行えるようにした通信網のこと。

【ハ行】

ビッグデータ

典型的なデータベースソフトウェアが把握し、蓄積し、運用し、分析できる能力を超えたサイズのデータを指す。ビッグデータとされるためにどの程度大きいデータベースである必要があるかについては定義されていない。

文書管理システム

文書の起案・登録から廃棄・移管までのライフサイクルを電子的に管理しつつ、複雑・膨大な文書管理業務を厳格かつ効率的に行う情報システムのこと。

ペーパーレス

紙の消費量を少なくすること、または紙を使用しないこと。一般的には、帳票、台帳等を紙に印字すること無くデジタルデータのまま扱うことをいう。

【マ行】

マイナポータル

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービス。マイナンバー

カードを使い、子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取ったりすることができる。

マイナンバーカード

本人の申請により交付され、個人番号（マイナンバー）を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになる IC カードのこと。

無線 LAN

電波でデータの送受信を行う構内通信網（LAN：Local Area Network）のこと。LAN とは、会社内や家庭内などでパソコンやプリンタなどをつないで、データをやりとりできるようにしたネットワークのこと。ケーブルの代わりに無線通信を使うのが無線 LAN。

モバイル端末

携帯電話や PHS、スマートフォン等の移動情報通信端末の総称。

【ヤ行】

ユビキタスネットワーク

ユビキタスとは「いたるところに存在する」という意味。ユビキタスネットワークとは「いつでも、どこでも、誰でもアクセスが可能」なネットワーク環境のこと。

【ラ行】

レイヤー

構造や設計などが階層上になっているとき、それを構成する一つ一つの階層（layer）のこと。GIS においては、基本となる地図に重ね合わせて使う、特定の情報を保持した層のことを指す。

令和元年東日本台風

令和元年(2019 年)10 月に発生した台風第 19 号のこと。気象庁が、令和 2(2020)年 2 月 19 日に、顕著な災害を起こした自然現象の名称の基準に沿って、台風第 19 号の名称を「令和元年東日本台風」と定めた。

【ワ行】

ワンストップ

ワンストップサービスの略で、ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所のこと。行政においては、複数の部署・庁舎・機関にまたがっていた手続きを、一度にまとめて行えるような環境のこと。

第４次佐野市情報化計画

令和4(2022)年3月

発行　佐野市

編集　佐野市行政経営部情報政策課

〒327-8501　栃木県佐野市高砂町１番地

ＴＥＬ　0283-20-3026

ＦＡＸ　0283-22-9104

E-mail　jouhou1@city.sano.lg.jp

ＵＲＬ　http://www.city.sano.lg.jp